

山西省特許実施及び保護条例

2001年11月25日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

山西省特許実施及び保護条例

(2001年11月25日山西省第9期人民代表大会常務委員会第26回会議採択)

第1条 特許の実施を促進し、特許の保護を強化し、特許権者及び利害関係者の合法的權益を維持し、特許事業を發展させるために、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許実施細則」及びその他の関連法律、法規の規定に基づき、本省の実情に照らし、本条例を制定する。

第2条 本省の行政区域内において、特許の実施及び保護にかかわる業務に従事する活動は、すべて本条例を遵守しなければならない。

第3条 県級以上の人民政府は特許の実施及び保護業務を科学技術發展計画に導入し、且つ財政資金上で支持しなければならない。

第4条 省人民政府の特許行政主管部門は特許の実施管理業務に責任を負い、法に基づき特許の保護業務を行うものとする。

県級以上人民政府の特許行政主管部門は本行政区域における特許の実施管理業務を行うものとする。法定条件に適合する区を有する市人民政府の特許行政主管部門は法に基づき特許紛争の調停及び処理、他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分を行うものとする。

科学技術、財政、計画、經濟貿易、教育、工商管理、公安、税関等の部門は各自の職責に従い特許の実施及び保護に係わる業務を行うものとする。

第5条 如何なる単位及び個人も他人の特許を実施する場合、特許権者と書面による実施許諾契約書を締結しなければならない。契約書が締結された後、当事者双方は契約書の締結地または契約書の履行地にある特許行政主管部門に契約書の登録を行うことができる。

第6条 国有企事業単位は職務發明創造に対し積極的に組織的な実施を行わなければならない。職務發明創造が特許権を付与された日から2年以内に実施されなかった場合、發明者または創作者が多方面に渡る実施を行うことを奨励しなければならない。

第7条 特許実施の単位及び個人は法に基づき国の科学技術成果の産業化に関する優遇政策を享受することができる。

特許は法に基づき評価され投資し、株式に轉換し、または出資比例で投資することができる。

第8条 下記に示す場合の一に該当するとき、関係する主管部門に特許の検索報告書を提出しなければならない。

- (1) 科学技術の研究プロジェクト及び新技術、新製品の開發。
- (2) 技術、設備の輸出入貿易。
- (3) 特許を投資による企業設立の申請。
- (4) 技術成果の評価。

第9条 特許資産の所有単位は法人の変更、終了または所有権の変動、資産再編において、国の関連規定に基づき特許資産の評価を行わなければならない。特許資産の評価は特許資産評価の資格を有する資産評価機構により行われるものとする。

第10条 特許権を付与された単位は発明者または創作者に対し報奨を与えなければならない。特許が実施された後はその普及・応用の範囲及び取得した経済効果に基づき、発明者又は創作者に合理的な報酬を与えるものとする。

第11条 特許権を付与された国有企事業単位は特許権が付与された日から3ヵ月以内に発明者または創作者に奨金を与えなければならない。一つの発明特許は奨金は4千円以上とし、一つの実用新案特許または意匠は奨金は1千円とする。

発明者または創作者に与えた奨金は、企業はコストに計上可能で、事業単位は事業費から支出できるものとする。

第12条 特許権を付与された国有企事業単位は特許権の有効期間以内に、特許の実施後毎年発明特許または実用新案の実施により得られた税引後利益の5%以上の部分を、または意匠特許の実施により得られた税引後利益の1%以上の部分を報酬として発明者または創作者に支払わなければならない。前述の配分を参考にして発明者または創作者に一次的に報酬を支払うこともできる。

第13条 特許権を付与された国有企事業単位は他の単位または個人にその特許の実施を許諾する場合、当該特許の実施許諾により受け取る税引後実施費の20%以上の部分を報酬として一次的に発明者又は創作者に支払わなければならない。

第14条 本条例第11条、第12条、第13条の奨金額及び報酬配分に関する規定は他の単位も参考にして執行できるものとする。

第15条 如何なる単位及び個人も特許権者の許諾なしにはその特許を実施してはならず、国の特許強制許諾はこの限りではない。

前項の規定に違反し紛争が起こった場合は、当事者の協議により解決される。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係者は特許主管部門に処理を求めることができ、人民法院に提訴することもできる。

第16条 当事者は特許主管部門に特許紛争の処理を求める場合、下記に掲げる条件に適合しなければならない。

- (1) 請求者が特許紛争と直接的な利害関係を有する単位または個人である。
- (2) 明確な被請求者及び具体的な請求事項、事実、理由がある。
- (3) いずれの一方も人民法院に提訴していない。
- (4) 特許行政主管部門の管轄範囲及び受理事項に該当する。

特許行政主管部門に特許紛争の処理を求める場合、請求者は申請書を提出しなければならない。

第17条 特許行政主管部門は申請書を受領した後、15日以内に立案受理か否かの審査決定を下し、且つ書面で請求者に通知しなければならない。

第18条 実用新案、意匠特許権紛争の処理において、被請求者が答弁期間以内に請求者の特許権に対し無効宣告を申請し、且つ特許再審委員会に受理された場合は、特許行政主管部門に処理を中止するよう求めることができる。特許行政主管部門は処理の中止申請に対し30日以内に審査決定を下し、且つ書面で当事者に通知しなければならない。

第19条 特許行政主管部門の職員は現場で特許紛争を処理するに際し、当事者及びその他の関係者に立ち入りすることを通知し、且つ法律執行証書を提示しなければならない。

特許行政主管部門は証拠を収集するに際し、サンプル証拠を取ることができる。証拠が破壊の可能性を有するまたは今後入手困難な場合は、特許行政主管部門の責任者の許可を経て先に登記して保存し、且つ7日以内に処理決定を下さなければならない。

登記して保存する際にメモを作成し、登記して保存される証拠の名称、特徴、数量及び保存される場所を明記しなければならない。案件の担当者、調査される単位または個人はメモに署名、捺印しなければならない。

特許行政管理部門が処理決定を決める期間には、調査される単位または個人は登記して保存された証拠を廃棄、移転してはならない。

第20条 特許行政管理部門は特許権侵害紛争の処理において侵害行為が成立すると認定した場合、侵害者に直ちに侵害行為を停止するよう命ずることができる。当事者は不服がある場合、処理通知書を受領した日から15日以内に人民法院に訴えを提起することができる。侵害者が期間満了後も提訴しない且つ侵害行為を停止しない場合、特許行政管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。特許行政管理部門は当事者の請求に応じ特許権侵害の賠償額について調停を行うことができる。調停できなかった場合、当事者は人民法院に訴えを提起することができる。

第21条 第20条の規定以外に当事者は下記に掲げる特許紛争に対し、特許行政主管部門に調停を求めることができ、人民法院に訴えを提起することもできる。

(1) 特許出願権及び特許権の帰属に係わる紛争。

(2) 職務発明の発明者、創作者に対する奨励及び報酬に係わる紛争。

(3) 発明者、創作者の資格に係わる紛争。

(4) 発明特許出願が公告された後から特許権付与前まで発明を実施したにもかかわらず適当な費用を支払わない紛争。

第22条 如何なる単位及び個人は他人の特許を詐称してはならない。

前項の規定に違反した場合、民事責任を負う他に特許行政主管部門により是正を命じられ且つ公告され、違法所得を没収され、違法所得の3倍以下の罰金を科され得る。違法所得がない場合は5万元以下の罰金を科すことができる。犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第23条 如何なる単位及び個人は非特許製品を特許製品と詐称し、非特許方法を特許方法と詐称してはならない。

前項の規定に違反した場合、特許行政主管部門は是正を命じ且つ公告し、5万元以下の罰金を科すことができ、又特許標識を詐称することに対し下記に掲げる規定に基づき処理を行う。

(1) 没収された特許詐称標識を破壊する。

(2) 製品と分離できる場合は特許詐称標識を取り外すよう命ずる。

特許詐称標識及び関係製品の破壊に必要な費用は特許を詐称する行為を実施した単位または個人が負担する。

第24条 特許行政主管部門は特許違法行為の調査、処分において、当事者及び証人に質問し、違法行為と係わる物品を検査し、特許違法行為と係わる契約書、帳簿等の資料を検閲、複製する権利を有する。

特許行政主管部門が法に基づき前項に定めた職責を履行するに際し、関係単位または個人は協力しなければならない、拒絶または妨害してはならない。

第25条 特許権者及び利害関係者は輸出貨物に対しその特許権を侵害したと認められる場合、特許行政主管部門または税関等の部門に保護を実施するよう求めることができ、関係部門は国の関係規定に基づき保護しなければならない。

第26条 特許行政主管部門の職務執行を拒絶、妨害する場合には、公安部門により「中華人民共和国治安管理处罚条例」に基づき処罰される。犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第27条 特許行政主管部門の職員は職務懈怠、職権濫用、汚職の場合には、法に基づき行政処分を与え、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第28条 本条例は、2002年3月1日から施行する。